

障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要及び今年度の策定スケジュールについて

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の概要について

(1) 市町村の障害福祉計画等の策定根拠

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ② 児童福祉法

※ 上記法令以外に、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示。以下「基本指針」という。）等により市町村の障害福祉計画等で規定すべき事項等について規定されている。

(2) 計画期間：令和9年度～令和11年度

2 基本指針で示される市町村の障害福祉計画等の作成に当たっての配慮事項について

(1) 障害者等の意見を反映させるための措置を講ずること。

→ NPO法人旭川障害者連絡協議会（以下「障連協」という。）加盟団体との意見交換の実施

(2) 地域住民の参加を幅広く求め意見を反映させること。

→ パブリックコメント（以下「パブコメ」という。）の実施

(3) 作成委員会等（幅広い関係者の意見を反映させることへの配慮）を実施すること。

→ 旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の開催

(4) 障害福祉サービス等の利用実態及びニーズを把握すること。

- ① 障害福祉サービス事業所等へのアンケートの実施

- ② 旭川市自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく関係機関等による障がい者等への支援に係る地域課題等を検討する場）での意見聴取

※ その他、庁内関係部署への確認、関連する基本計画及び道策定の障害福祉計画等との整合性の確認等を適宜行う。

3 旭川市第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（以下「第8期計画等」という。）の策定について

令和8年4月	
令和8年5月	
令和8年6月	① 現計画の事業検証（各事業担当）及び事業実績（成果と課題）に関する分析並びに事業者向けアンケートの内容検討等を実施
令和8年7月	
令和8年8月	② 第1回分科会
令和8年9月	③ 事業者向けアンケート実施→集約 第8期計画等の方針、目標及び各事業の整備見込量等を作成
令和8年10月	④ 第2回分科会（③に関する審議）、障連協加盟団体との意見交換会実施
令和8年11月	
令和8年12月	⑤ 第8期計画等の素案を確定→第3回分科会（素案等の審議）
令和9年1月	⑥ パブコメ実施→パブコメに基づく修正等の実施
令和9年2月	⑦ 第4回分科会（パブコメ結果、第8期計画等の確定に係る審議）
令和9年3月	
令和9年4月	第8期計画等の施行

※ 旭川市自立支援協議会は、ほぼ毎月開催されるため、本件に関する議論は適宜行う。